

平成24年3月30日

号外第2号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（184・市町村課）…………… 1

告 示

秋田県告示第184号

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成16年秋田県条例第71号。以下「条例」という。）第12条第2項（条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり市町村が権限移譲対象事務又は経由事務を処理することとし、平成24年4月1日から施行する。

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成18年秋田県告示第336号）は、廃止する。

平成24年3月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等

1 条例別表第1に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成18年4月1日
2	北秋田市	平成19年4月1日
3	にかほ市	平成20年4月1日
4	横手市、小坂町、井川町、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
5	湯沢市、上小阿仁村、八峰町	平成22年4月1日
6	三種町、大潟村	平成23年4月1日
7	由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、八郎潟町	平成24年4月1日

2 条例別表第2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、湯沢市、鹿角市、羽後町	平成19年4月1日
2	大館市、上小阿仁村	平成20年4月1日
3	能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
4	由利本荘市	平成22年4月1日

3 条例別表第3に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年10月1日
2	潟上市	平成18年4月1日
3	北秋田市	平成20年4月1日
4	横手市、にかほ市、小坂町、美郷町	平成21年4月1日
5	男鹿市、湯沢市、大仙市、仙北市、上小阿仁村、八峰町、東成瀬村	平成22年4月1日
6	由利本荘市	平成24年4月1日

4 条例別表第4に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	男鹿市	平成17年4月1日
2	羽後町	平成17年10月1日

3	湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市	平成18年4月1日
4	北秋田市、にかほ市	平成20年4月1日
5	小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
6	由利本荘市、仙北市	平成24年4月1日

5 条例別表第4の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、湯沢市、鹿角市、羽後町	平成19年4月1日
2	大館市、上小阿仁村	平成20年4月1日
3	能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
4	由利本荘市	平成22年4月1日

6 条例別表第8に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	秋田市	平成17年4月1日

7 条例別表第9に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年10月1日
2	横手市、湯沢市、北秋田市、美郷町	平成21年4月1日
3	上小阿仁村、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	大仙市	平成24年4月1日

8 条例別表第10に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、羽後町	平成17年10月1日
2	潟上市	平成18年4月1日
3	北秋田市	平成19年4月1日
4	湯沢市、美郷町	平成21年4月1日
5	上小阿仁村、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日
6	大仙市	平成24年4月1日

9 条例別表第12に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成18年4月1日
2	横手市	平成21年4月1日
3	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	大仙市	平成24年4月1日

10 条例別表第13に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	市(秋田市、能代市、横手市、にかほ市及び仙北市を除く。)	平成17年4月1日
2	仙北市	平成17年9月20日
3	横手市、にかほ市	平成17年10月1日
4	能代市	平成18年3月21日

11 条例別表第16に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年10月1日
2	横手市、鹿角市、潟上市	平成18年4月1日

3	北秋田市、にかほ市	平成20年4月1日
4	能代市、大館市、湯沢市、小坂町、井川町、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
5	男鹿市、由利本荘市、大仙市、仙北市、上小阿仁村、八峰町	平成22年4月1日
6	三種町、八郎潟町、大潟村	平成23年4月1日

12 条例別表第17に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、大館市	平成17年4月1日
2	横手市	平成19年4月1日
3	大仙市	平成22年4月1日

13 条例別表第18に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	藤里町	平成17年4月1日
2	羽後町	平成17年10月1日
3	横手市、北秋田市	平成18年4月1日
4	鹿角市	平成22年4月1日
5	にかほ市、八峰町、八郎潟町、東成瀬村	平成23年4月1日
6	大館市、由利本荘市、大仙市、仙北市、美郷町	平成24年4月1日

14 条例別表第20に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、北秋田市、羽後町	平成18年4月1日
2	八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

15 条例別表第21に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、北秋田市、羽後町	平成18年4月1日
2	八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

16 条例別表第21の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	北秋田市、羽後町	平成18年4月1日
2	横手市	平成19年4月1日
3	八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

17 条例別表第22に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	鹿角市	平成17年4月1日
2	由利本荘市、大仙市	平成18年4月1日
3	横手市、大館市、湯沢市	平成19年4月1日
4	北秋田市、にかほ市	平成20年4月1日
5	潟上市	平成21年4月1日
6	仙北市	平成23年4月1日

18 条例別表第23に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年10月1日
2	美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
3	上小阿仁村、八峰町	平成22年4月1日
4	大潟村	平成23年4月1日

19 条例別表第26に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	男鹿市	平成17年4月1日
2	羽後町	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	市(秋田市、能代市、大館市、男鹿市及びにかほ市を除く。)	平成18年4月1日
5	大館市、にかほ市、藤里町	平成19年4月1日
6	小坂町、上小阿仁村、八峰町、大潟村、美郷町	平成20年4月1日
7	三種町、井川町、東成瀬村	平成21年4月1日
8	五城目町、八郎潟町	平成22年4月1日

20 条例別表第27に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	男鹿市	平成17年4月1日
2	羽後町	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	横手市、湯沢市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、八峰町	平成18年4月1日
5	大館市、由利本荘市、にかほ市	平成19年4月1日
6	小坂町、上小阿仁村、大潟村	平成20年4月1日
7	藤里町、三種町、井川町、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
8	五城目町、八郎潟町	平成22年4月1日

21 条例別表第27の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成19年10月1日
2	横手市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、美郷町	平成20年4月1日
3	にかほ市、藤里町、八峰町、井川町、東成瀬村	平成21年4月1日
4	男鹿市、大潟村	平成23年4月1日
5	潟上市、大仙市	平成24年4月1日

22 条例別表第28に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、羽後町	平成17年10月1日
2	潟上市	平成18年4月1日
3	仙北市、上小阿仁村、東成瀬村	平成20年4月1日
4	北秋田市、藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町	平成21年4月1日
5	にかほ市	平成23年4月1日
6	大仙市	平成24年4月1日

23 条例別表第28の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	潟上市、羽後町	平成18年4月1日
2	仙北市	平成20年4月1日
3	横手市、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
4	男鹿市、にかほ市	平成23年4月1日
5	大仙市	平成24年4月1日

24 条例別表第29に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年10月1日
2	潟上市	平成18年4月1日

3	仙北市、上小阿仁村	平成20年4月1日
4	横手市、北秋田市、藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
5	にかほ市	平成23年4月1日
6	由利本荘市、大仙市、三種町	平成24年4月1日

25 条例別表第29の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大館市、男鹿市、鹿角市、潟上市、大仙市、仙北市、五城目町、羽後町	平成18年4月1日
2	にかほ市	平成18年10月1日
3	藤里町	平成19年4月1日
4	横手市、北秋田市、上小阿仁村、美郷町	平成20年4月1日
5	小坂町、八峰町、井川町、東成瀬村	平成21年4月1日
6	由利本荘市	平成22年4月1日
7	能代市	平成22年10月1日
8	湯沢市、三種町、八郎潟町、大潟村	平成23年4月1日

26 条例別表第30に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年4月1日
2	横手市	平成17年10月1日
3	大館市、男鹿市、潟上市、大仙市、五城目町	平成18年4月1日
4	にかほ市	平成18年10月1日
5	北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村	平成20年4月1日
6	藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
7	能代市	平成22年10月1日
8	湯沢市、三種町、八郎潟町	平成23年4月1日

27 条例別表第31に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年4月1日
2	横手市	平成17年10月1日
3	大館市、男鹿市、潟上市、大仙市、五城目町	平成18年4月1日
4	にかほ市	平成18年10月1日
5	北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村	平成20年4月1日
6	藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
7	能代市	平成22年10月1日
8	湯沢市、三種町、八郎潟町	平成23年4月1日

28 条例別表第32に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	町村（三種町及び八峰町を除く。）	平成17年4月1日
2	三種町	平成18年3月20日
3	八峰町	平成18年3月27日

29 条例別表第33に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市、大仙市	平成19年4月1日
3	北秋田市	平成20年4月1日
4	羽後町	平成20年10月1日

5	横手市	平成21年10月1日
6	東成瀬村	平成22年10月1日
7	八峰町、美郷町	平成23年4月1日
8	仙北市	平成24年4月1日
9	三種町	平成24年10月1日

30 条例別表第34に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市	平成19年4月1日
3	北秋田市	平成20年4月1日
4	羽後町	平成20年10月1日
5	美郷町	平成22年4月1日
6	東成瀬村	平成22年10月1日
7	八峰町	平成23年4月1日
8	大仙市、仙北市	平成24年4月1日
9	三種町	平成24年10月1日

31 条例別表第35に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市、大仙市	平成19年4月1日
3	北秋田市	平成20年4月1日
4	羽後町	平成20年10月1日
5	東成瀬村	平成22年10月1日
6	八峰町、美郷町	平成23年4月1日
7	仙北市	平成24年4月1日
8	三種町	平成24年10月1日

32 条例別表第36に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市、鹿角市、大仙市	平成19年4月1日
3	北秋田市、小坂町	平成20年4月1日
4	羽後町	平成20年10月1日
5	横手市	平成21年10月1日
6	東成瀬村	平成22年10月1日
7	仙北市、八峰町、美郷町	平成23年4月1日
8	三種町	平成24年10月1日

33 条例別表第37に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市、鹿角市、大仙市	平成19年4月1日
3	北秋田市、小坂町	平成20年4月1日
4	羽後町	平成20年10月1日
5	横手市	平成21年10月1日
6	東成瀬村	平成22年10月1日
7	仙北市、八峰町、美郷町	平成23年4月1日
8	三種町	平成24年10月1日

34 条例別表第38に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市、鹿角市、大仙市	平成19年4月1日
3	北秋田市、小坂町	平成20年4月1日
4	羽後町	平成20年10月1日
5	横手市	平成21年10月1日
6	東成瀬村	平成22年10月1日
7	仙北市、八峰町、美郷町	平成23年4月1日
8	三種町	平成24年10月1日

35 条例別表第39に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	小坂町	平成17年4月1日
2	五城目町、羽後町	平成18年4月1日
3	鹿角市	平成19年4月1日
4	北秋田市	平成20年4月1日
5	横手市、大仙市	平成21年4月1日
6	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
7	仙北市	平成24年4月1日
8	三種町	平成24年10月1日

36 条例別表第40に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	北秋田市、羽後町	平成18年4月1日
3	大館市、大仙市、五城目町	平成20年4月1日
4	湯沢市、湯上市、仙北市、小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
5	由利本荘市、上小阿仁村	平成24年4月1日
6	三種町	平成24年10月1日

37 条例別表第41に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	大館市、北秋田市、藤里町、羽後町	平成18年4月1日
3	大仙市、五城目町	平成20年4月1日
4	横手市	平成22年4月1日
5	仙北市、小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
6	由利本荘市、上小阿仁村	平成24年4月1日
7	三種町	平成24年10月1日

38 条例別表第42に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市	平成18年3月21日
2	北秋田市	平成20年4月1日
3	羽後町	平成20年10月1日
4	仙北市、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
5	大仙市	平成24年4月1日

39 条例別表第43に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
--	--------	---------------

1	能代市、鹿角市、潟上市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	平成19年12月28日
2	大館市、上小阿仁村	平成20年4月1日
3	にかほ市、美郷町	平成21年4月1日
4	小坂町、八峰町	平成22年4月1日
5	仙北市	平成24年4月1日

40 条例別表第43の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市、大館市、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	平成20年4月1日
2	にかほ市、美郷町	平成21年4月1日
3	潟上市、小坂町、八峰町	平成22年4月1日
4	仙北市	平成24年4月1日

41 条例別表第44に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市	平成17年4月1日
2	羽後町	平成18年10月1日
3	北秋田市	平成19年4月1日
4	大館市、大仙市	平成21年4月1日
5	東成瀬村	平成22年4月1日
6	仙北市、小坂町、八峰町、美郷町	平成23年4月1日
7	由利本荘市、五城目町、大潟村	平成24年4月1日
8	三種町	平成24年10月1日

42 条例別表第45に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	秋田市	平成17年4月1日

43 条例別表第46に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、大館市、鹿角市、潟上市、大仙市、北秋田市、藤里町、五城目町、羽後町	平成19年4月1日
2	男鹿市、仙北市、三種町、美郷町	平成20年4月1日
3	にかほ市、八峰町、東成瀬村	平成21年4月1日
4	能代市、湯沢市、由利本荘市、小坂町、上小阿仁村	平成22年4月1日
5	八郎潟町、大潟村	平成23年4月1日
6	秋田市	平成24年4月1日

44 条例別表第46の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、鹿角市、北秋田市、五城目町、羽後町	平成18年4月1日
2	潟上市	平成18年10月1日
3	大館市、藤里町	平成19年4月1日
4	横手市、男鹿市、三種町、美郷町	平成20年4月1日
5	大仙市、仙北市	平成21年4月1日
6	由利本荘市、にかほ市、東成瀬村	平成22年4月1日
7	湯沢市、八峰町、大潟村	平成23年4月1日
8	能代市、小坂町、上小阿仁村	平成24年4月1日

45 条例別表第46の3に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
--	--------	---------------

1	秋田市、横手市、大館市、藤里町、三種町、羽後町	平成19年4月1日
2	男鹿市、鹿角市、北秋田市、美郷町	平成20年4月1日
3	大仙市、仙北市	平成21年4月1日
4	由利本荘市、にかほ市、東成瀬村	平成22年4月1日
5	湯沢市、八峰町、大潟村	平成23年4月1日
6	能代市、潟上市、小坂町、上小阿仁村、五城目町	平成24年4月1日

46 条例別表第47に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、藤里町、羽後町	平成17年4月1日
2	横手市	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	鹿角市、五城目町	平成18年4月1日
5	大館市	平成19年4月1日
6	男鹿市、三種町、美郷町	平成20年4月1日
7	大仙市、仙北市	平成21年4月1日
8	由利本荘市、にかほ市、東成瀬村	平成22年4月1日
9	湯沢市、八峰町、大潟村	平成23年4月1日
10	潟上市、小坂町、上小阿仁村	平成24年4月1日

47 条例別表第48に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、藤里町、羽後町	平成17年4月1日
2	横手市	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	鹿角市、大仙市、五城目町	平成18年4月1日
5	大館市	平成19年4月1日
6	男鹿市、三種町、美郷町	平成20年4月1日
7	由利本荘市、にかほ市、仙北市、東成瀬村	平成22年4月1日
8	湯沢市、八峰町、大潟村	平成23年4月1日
9	潟上市、小坂町、上小阿仁村	平成24年4月1日

48 条例別表第49に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、羽後町	平成17年4月1日
2	上小阿仁村	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	横手市	平成18年10月1日
5	大仙市、八峰町、美郷町	平成21年4月1日
6	小坂町	平成22年4月1日
7	仙北市	平成23年4月1日
8	東成瀬村	平成23年10月1日
9	男鹿市、湯沢市	平成24年4月1日

49 条例別表第50に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、羽後町	平成17年4月1日
2	上小阿仁村	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	大館市、大仙市、五城目町	平成18年4月1日
5	横手市	平成18年10月1日
6	藤里町	平成19年4月1日

7	仙北市、三種町	平成20年4月1日
8	湯沢市、にかほ市、小坂町、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
9	男鹿市、由利本荘市	平成22年4月1日
10	潟上市、北秋田市、八郎潟町、大潟村	平成23年4月1日
11	鹿角市	平成24年4月1日

50 条例別表第51に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、大館市、羽後町	平成17年4月1日
2	横手市、上小阿仁村	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	北秋田市、にかほ市、五城目町	平成18年4月1日
5	大仙市	平成19年4月1日
6	美郷町	平成20年4月1日
7	鹿角市、藤里町、八峰町、東成瀬村	平成21年4月1日
8	男鹿市、由利本荘市、仙北市、小坂町	平成22年4月1日
9	潟上市、大潟村	平成23年4月1日
10	湯沢市	平成24年4月1日

51 条例別表第52に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、大館市、男鹿市、羽後町	平成17年4月1日
2	横手市	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	鹿角市、北秋田市、にかほ市	平成18年4月1日
5	潟上市	平成18年10月1日
6	由利本荘市、大仙市	平成19年4月1日
7	三種町、五城目町、美郷町	平成20年4月1日
8	仙北市	平成21年4月1日
9	東成瀬村	平成22年4月1日
10	湯沢市、八峰町、大潟村	平成23年4月1日
11	小坂町	平成24年4月1日

52 条例別表第53に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	市町村（能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。）	平成17年4月1日
2	仙北市	平成17年9月20日
3	横手市、にかほ市	平成17年10月1日
4	三種町	平成18年3月20日
5	能代市	平成18年3月21日
6	八峰町	平成18年3月27日

53 条例別表第54に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	男鹿市、由利本荘市、八郎潟町	平成17年4月1日
2	にかほ市	平成17年10月1日
3	八峰町	平成18年3月27日

54 条例別表第55に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、にかほ市	平成19年12月28日

2	北秋田市、仙北市	平成20年4月1日
3	潟上市	平成21年4月1日
4	鹿角市	平成23年4月1日
5	男鹿市	平成24年4月1日

55 条例別表第56に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	藤里町、羽後町	平成17年4月1日
2	上小阿仁村、三種町、五城目町	平成19年4月1日
3	小坂町、八峰町、八郎潟町、美郷町、東成瀬村	平成20年4月1日
4	大潟村	平成23年4月1日

56 条例別表第57に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年4月1日
2	美郷町	平成18年10月1日
3	大仙市	平成19年4月1日
4	横手市、五城目町、東成瀬村	平成22年4月1日
5	小坂町、八峰町、八郎潟町、大潟村	平成23年4月1日
6	湯沢市、仙北市	平成24年4月1日

57 条例別表第58に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年4月1日
2	大仙市	平成19年4月1日
3	美郷町	平成20年4月1日
4	横手市、五城目町、東成瀬村	平成22年4月1日
5	小坂町、八峰町、八郎潟町、大潟村	平成23年4月1日
6	湯沢市	平成24年4月1日

58 条例別表第59に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	鹿角市、羽後町	平成17年4月1日
2	潟上市	平成18年4月1日
3	大館市、大仙市	平成19年4月1日
4	小坂町、美郷町	平成20年4月1日
5	横手市、五城目町	平成22年4月1日
6	八峰町、八郎潟町、大潟村、東成瀬村	平成23年4月1日
7	湯沢市	平成24年4月1日

59 条例別表第60に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、大館市、男鹿市、鹿角市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	平成17年4月1日
2	横手市、上小阿仁村	平成17年10月1日
3	能代市	平成18年3月21日
4	湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、五城目町	平成18年4月1日
5	にかほ市、三種町、八峰町	平成19年4月1日
6	大潟村、美郷町	平成20年4月1日
7	井川町	平成21年4月1日

60 条例別表第61の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大館市、由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成18年4月1日
2	三種町	平成18年10月1日
3	横手市	平成19年4月1日

61 条例別表第62に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大仙市、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、五城目町、美郷町	平成17年4月1日
2	大館市	平成17年6月20日
3	仙北市	平成17年9月20日
4	能代市	平成18年3月21日
5	八峰町	平成18年3月27日
6	秋田市	平成19年4月1日

62 条例別表第62の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大仙市、藤里町、五城目町、羽後町	平成19年4月1日
2	にかほ市、小坂町	平成22年4月1日
3	八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	仙北市、上小阿仁村、三種町、八郎潟町	平成24年4月1日

63 条例別表第63に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	市町村（能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。）	平成17年4月1日
2	仙北市	平成17年9月20日
3	横手市、にかほ市	平成17年10月1日
4	三種町	平成18年3月20日
5	能代市	平成18年3月21日
6	八峰町	平成18年3月27日

64 条例別表第65に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市	平成17年4月1日
2	湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市	平成18年4月1日
3	にかほ市	平成18年10月1日
4	横手市、大館市、鹿角市	平成19年4月1日
5	由利本荘市	平成22年4月1日
6	能代市	平成22年10月1日
7	仙北市	平成23年4月1日

65 条例別表第65第2号に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	男鹿市	平成17年4月1日

66 条例別表第66に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	上小阿仁村	平成17年10月1日
2	五城目町	平成18年4月1日
3	小坂町、八郎潟町、美郷町	平成19年4月1日

67 条例別表第66の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	町村（井川町及び大潟村を除く。）	平成20年4月1日
2	大潟村	平成21年4月1日
3	井川町	平成22年4月1日

68 条例別表第67に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、にかほ市	平成19年11月30日
2	北秋田市	平成22年4月1日
3	潟上市、仙北市	平成23年4月1日

69 条例別表第69に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	八郎潟町、羽後町	平成17年4月1日
2	上小阿仁村	平成17年10月1日
3	五城目町	平成18年4月1日
4	美郷町	平成19年4月1日
5	小坂町	平成20年4月1日

70 条例別表第70に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	秋田市、鹿角市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	平成17年4月1日
2	横手市、上小阿仁村	平成17年10月1日
3	湯沢市、潟上市、大仙市、北秋田市	平成18年4月1日
4	大館市、由利本荘市、仙北市、藤里町、美郷町	平成19年4月1日
5	男鹿市、小坂町、五城目町	平成20年4月1日
6	八峰町	平成21年4月1日
7	能代市	平成22年10月1日
8	三種町、大潟村	平成23年4月1日

71 条例別表第72の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	小坂町	平成18年10月1日
2	美郷町	平成21年4月1日

72 条例別表第72の3に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	市（鹿角市及び由利本荘市を除く。）、羽後町	平成18年4月1日
2	鹿角市、五城目町	平成18年10月1日
3	藤里町	平成19年4月1日
4	美郷町	平成21年4月1日
5	由利本荘市、三種町	平成22年4月1日

73 条例別表第72の3の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	横手市、大館市、鹿角市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、美郷町、羽後町	平成21年10月1日
2	湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、八峰町、東成瀬村	平成22年10月1日
3	能代市、藤里町、三種町	平成23年10月1日

74 条例別表第72の4に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日

1	能代市、横手市、にかほ市、三種町	平成19年4月1日
2	北秋田市、仙北市、羽後町	平成20年4月1日
3	大館市、男鹿市、鹿角市、大仙市、美郷町	平成21年4月1日
4	秋田市、湯沢市	平成22年4月1日
5	由利本荘市、小坂町、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

75 条例別表第72の5に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	三種町	平成19年4月1日
2	羽後町	平成20年4月1日
3	美郷町	平成21年4月1日
4	小坂町、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

76 条例別表第72の6に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	能代市、横手市、にかほ市、三種町	平成19年4月1日
2	北秋田市、仙北市、羽後町	平成20年4月1日
3	大館市、男鹿市、鹿角市、大仙市、美郷町	平成21年4月1日
4	秋田市、湯沢市	平成22年4月1日
5	由利本荘市、小坂町、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

77 条例別表第73に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成18年10月1日
2	大仙市	平成19年4月1日
3	北秋田市	平成20年4月1日
4	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
5	仙北市	平成24年4月1日

78 条例別表第74に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	上小阿仁村、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日

79 条例別表第75に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日

80 条例別表第76に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大仙市、羽後町	平成19年4月1日
2	北秋田市	平成20年4月1日
3	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	仙北市	平成24年4月1日

81 条例別表第77に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	上小阿仁村、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日

82 条例別表第78に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	秋田市	平成17年4月1日

83 条例別表第78の2に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大仙市	平成19年4月1日
2	北秋田市、羽後町	平成20年4月1日
3	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	仙北市	平成24年4月1日

84 条例別表第78の3に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大仙市	平成19年4月1日
2	北秋田市、羽後町	平成20年4月1日
3	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	仙北市	平成24年4月1日

85 条例別表第79に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	鹿角市、小坂町	平成18年4月1日
2	羽後町	平成18年10月1日
3	北秋田市	平成19年4月1日
4	八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
5	にかほ市	平成24年4月1日
6	三種町	平成24年10月1日

86 条例別表第80に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	鹿角市、小坂町	平成18年4月1日
2	羽後町	平成18年10月1日
3	北秋田市	平成19年4月1日
4	八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
5	にかほ市	平成24年4月1日
6	三種町	平成24年10月1日

87 条例別表第81に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	鹿角市、羽後町	平成17年4月1日
2	上小阿仁村	平成17年10月1日
3	潟上市	平成18年4月1日
4	大館市、大仙市、北秋田市、藤里町	平成19年4月1日
5	小坂町	平成20年4月1日
6	五城目町	平成22年4月1日
7	仙北市、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
8	横手市、湯沢市、三種町	平成24年4月1日

88 条例別表第82に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	鹿角市、羽後町	平成17年4月1日
2	上小阿仁村	平成17年10月1日
3	潟上市	平成18年4月1日
4	大館市、大仙市、北秋田市、藤里町	平成19年4月1日
5	小坂町	平成20年4月1日
6	五城目町	平成22年4月1日
7	仙北市、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
8	横手市、湯沢市、三種町	平成24年4月1日

89 条例別表第84に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	鹿角市、羽後町	平成17年4月1日
2	上小阿仁村	平成17年10月1日
3	潟上市	平成18年4月1日
4	大館市、大仙市、北秋田市、藤里町	平成19年4月1日
5	小坂町	平成20年4月1日
6	五城目町	平成22年4月1日
7	仙北市、八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
8	横手市、湯沢市、三種町	平成24年4月1日

第2 市町村が処理することとする経由事務の範囲等

1 条例別表第85第1号に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	市町村（能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。）	平成17年4月1日
2	仙北市	平成17年9月20日
3	横手市、にかほ市	平成17年10月1日
4	三種町	平成18年3月20日
5	能代市	平成18年3月21日
6	八峰町	平成18年3月27日

2 条例別表第85第2号に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	市町村（秋田市、能代市、横手市、大館市、大仙市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。）	平成17年4月1日
2	仙北市	平成17年9月20日
3	にかほ市	平成17年10月1日
4	三種町	平成18年3月20日
5	能代市	平成18年3月21日
6	八峰町	平成18年3月27日

3 条例別表第85第3号に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大館市	平成17年4月1日
2	大仙市	平成22年4月1日

4 条例別表第85第4号に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	市町村（秋田市、能代市、横手市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。）	平成17年4月1日
2	仙北市	平成17年9月20日
3	横手市、にかほ市	平成17年10月1日
4	三種町	平成18年3月20日
5	能代市	平成18年3月21日
6	八峰町	平成18年3月27日

5 条例別表第85第5号に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
	秋田市	平成17年4月1日

6 条例別表第85第6号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

7 条例別表第85第7号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

8 条例別表第85第8号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

9 条例別表第85第9号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

10 条例別表第85第10号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

11 条例別表第85第11号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成19年4月1日

12 条例別表第85第12号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

13 条例別表第85第13号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

14 条例別表第85第14号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

15 条例別表第85第15号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

16 条例別表第85第16号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

17 条例別表第85第17号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

18 条例別表第85第18号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

19 条例別表第85第19号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成19年4月1日

20 条例別表第85第20号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

21 条例別表第85第21号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

22 条例別表第85第22号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

23 条例別表第85第23号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

24 条例別表第85第24号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成17年4月1日

25 条例別表第85第25号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市	平成19年10月20日

26 条例別表第85第26号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
男鹿市、由利本荘市、潟上市、北秋田市、仙北市、町村	平成19年11月30日

27 条例別表第85第27号に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
市町村（秋田市、横手市、大館市及び大仙市を除く。）	平成19年11月30日

28 条例別表第85第28号に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大館市	平成19年11月30日
2	大仙市	平成22年4月1日

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 巧